

予算決算常任委員会（令和3年度予算審査）会議録

令和4年3月15日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時36分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

予算審査の運営について

質疑

令和4年度一般会計歳入

令和4年度一般会計歳出【1議会費～5労働費】

閉議宣告

出席委員（15名）

委員長	山居忠彰君	副委員長	佐藤正君
委員	井上久嗣君	委員	大西陽君
委員	奥山かおり君	委員	喜多武彦君
委員	国忠崇史君	委員	苔口千笑君
委員	真保誠君	委員	十河剛志君
委員	谷守君	委員	丹正臣君
委員	中山義隆君	委員	西川剛君
委員	村上緑一君		

議長	遠山昭二君	委員外議員	谷口隆徳君
----	-------	-------	-------

出席説明員

市長	渡辺英次君	副市長	法邑和浩君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	藪中晃宏君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	鴻野弘志君
建設水道部長	千葉靖紀君	企画課長	大橋雅民君

総務課長	半澤浩章君	財政課長	丸徹也君
自治環境課長	青木伸裕君	朝日支所長 地域住民課長	庄司伸一君
こども・子育て 応援課長	瀧上聡典君	保健福祉 センター所長	増田晶彦君
商工労働観光 課長	阿部淳君	都市整備課 建築管理監	峯垣智剛君
都市マネジメント 課長	土田実君	企画課副長	久光徹君
企画課副長	千葉玲君	財政課副長	佐藤寛之君
自治環境課副長	伊藤勉君	保健福祉 センター副長	川原淳子君
商工労働観光課 副長	佐藤政臣君	企画課長 振興係	萩田貴彦君
企画課長 創生係	木村哲晃君	総務課長 行政係	吉尾涉君
財政課長 契約管財係	大前忠士君	環境センター 主査	錦田正博君
こども・子育て 応援課係 こども育成 主査	森悠亮君	商工労働観光 観光係課長	小林真二君

事務局出席者

議会事務局長	穴田義文君	議会事務局 総務課長	岡崎浩章君
議会事務局 総務課主査	中井聖子君	議会事務局 総務課主任主事	駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○委員長(山居忠彰君) ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(山居忠彰君) 本日の会議録署名委員は、3月10日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

○委員長(山居忠彰君) それでは、本委員会の運営について申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第1号から議案第19号までの令和4年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案19案件であります。この付託案件の質疑から採決までを、本日から3月16日までの2日間で行いますので、よろしく願いいたします。

付託案件の審査方法は、質疑については、あらかじめ通告書を提出いただいておりますので、通告に従い、一般会計については歳入を一括して質疑し、次に歳出を款別に質疑します。特別会計については5会計を一括、企業会計については水道事業会計、病院事業会計を一括して質疑し、関連議案についても一括して質疑します。最後に、令和4年度予算全般についての質疑を行った後に、採決を行います。

○委員長(山居忠彰君) それでは、議案第1号から議案第19号までの令和4年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案19案件を一括議題といたします。

令和4年度一般会計予算についての質疑を行います。

初めに、歳入について一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員(西川 剛君) 歳入予算のうち、寄附金、ふるさと応援寄附金についてお伺いいたします。

予算書においては40ページ、質疑の中で関連が出てまいりますのは同じく歳入の繰入金、私の士別・あなたのふるさと応援基金繰入金、同じく予算書が42ページと、さらに申し訳ありませんけれども、歳出もふるさと寄附金の推進業務委託料についても関連ございますので、質問をさせていただきます。

初めに、歳入予算額、令和4年度では6,410万円でございます。前年度が6,720万円でしたので前年度比減額となっております。このふるさと応援寄附金については、2年度から歳入予算の見積り額が計上されております。

まず初めに、歳入予算の積算の考え方について教えてください。

○委員長(山居忠彰君) 小林商工労働観光課観光係長。

○商工労働観光課観光係長(小林真二君) お答えいたします。

歳入予算額につきましては、前年度の実績をベースに今年度の寄附状況を鑑みて積算しておりますが、令和4年度歳入予算額につきましては、今年度の実績が前年度に対する寄附金額よ

り減少する見込みであることから、前年度比310万円の減額となっているところでございます。

なお、今年度実績見込みが減少する要因といたしましては、前年度はコロナ禍における巣籠もり需要などの影響により寄附金額が過去最大となりましたが、その状況も次第に落ち着いたことによるものと考えられます。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 積算の考え方、そして減額に至っている状況については承知をいたしました。

そこで、令和2年度から実施をしています別事業でございますけれども、羊のまち士別サフォークラムブランディング応援金事業について、この事業効果に、今回お伺いしていますふるさと納税額が2.5倍と、こういう目標値が設定をされております。今後このブランディング事業の事業が進んでいけば、おのずと寄附額の予算額にも見積もってくると思うんですけども、この事業の関連で、この今の歳入額、いわゆる寄附金の額が増えていくというところをどのように想定されているか、お知らせください。

○委員長（山居忠彰君） 佐藤商工労働観光課副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

委員からのお話のありました羊のまち士別サフォークラムブランディング応援金事業、こちらにおきまして、納税額2.5倍といったものを目標と掲げてきております。こちらにおきましては、ブランディングビジョンの事業計画の中で、短中期ビジョンといった形で令和7年までを一つの取組期間と定めまして、その中で数値目標で2.5倍といったものを設定してきております。

こちらは2年から事業を実施してきておりまして、これまでインターネットによる販売サイトの設立や新商品の開発、またSNS等を活用しました情報発信ないし取組等のPR、そういったことを進めてきております。こちら、これまでのこれらの取組等を踏まえまして、4年から実際に事業による生産販売体制といったものがきちんと動き出しますので、これらの取組による効果が現れてくるものと考えてきているものです。

こちらを考えまして、実際、今お話のありました予算額として、見積もれる時期等におきましては、5年からと考えているところであります。実際、5年度以降も、この数値目標であります2.5倍といったところに向けまして、これまで同様新しい返礼品を増やすことや広告宣伝による知名度アップなどを現在委託しておりますまちづくり士別株式会社と連携協力しながら、寄附金額の増額に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） それでは令和5年度にこの歳入額がどんどん増えていくということを期待したいと思います。

次に、市のホームページ、あるいはこのふるさと寄附金、ふるさと納税を扱っております、ふるさと納税サイトなどにあります寄附金をどのように活用してほしいか。御寄附いただく際に、本市では5つのプロジェクトを選択して御寄附をいただいております。寄附申出者の希望と、実際に本市において、こういったプロジェクト事業に活用してきたかという実績について、例えば過去3年間、令和元年から今年度現時点までで結構なので、その状況について、お知らせいただきたいと思っております。

あわせて、ホームページを見ますと、既に報告がなされておまして、過年度分です。未活用のプロジェクト、寄附金については、全ての5つプロジェクトにお申し出いただいているんですけども、実際に活用した事業、プロジェクトを見ますと、ここ最近活用されていないプロジェクトもございまして、その実績とその理由についても併せて教えてください。

○委員長（山居忠彰君） 佐藤財政課副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

寄附時における希望する使い道についてでございますけれども、まず魅力ある本市のまちづくりのために土別市、私の土別・あなたのふるさと応援寄附金条例に基づきまして、寄附された金額につきましては、5つの応援プロジェクトに活用をしておまして、申込みの際にこの事業を指定することができるようになってございます。

5つのプロジェクトの過去3か年の活用実績でございますけれども、まず、こだわり交流プロジェクトでございますけれども、令和元年度につきましては、活用の実績がございません。2年度で1件、1,352万円、3年度で2件、1,298万5,000円になっています。

続きまして、いきいき健康プロジェクトにつきましてはですけども、こちらにつきましては元年度については活用がございません。2年度が1件、117万9,000円、3年度が2件、216万8,000円です。

すくすく子育てプロジェクトにつきましては、元年度が2件、2年度が5件、1,443万8,000円、3年度につきましては、6件、877万4,000円。

それから、さわやか環境プロジェクトですけども、こちらにつきましては、元年度は1件で420万3,000円、2年度が3件で623万円。3年度が2件で404万6,000円です。

続きまして、はつらつ産業プロジェクトにつきましては、元年度が2件で185万円、2年度が2件で260万円、3年度も2件で985万7,000円になります。

それから指定なしの事業ですけども、こちらが元年度が12件で2,861万円、2年度が5件で644万8,000円です。3年度が7件で924万2,000円ということになっておまして、こちらの3年度につきましては、見込みの数字ということでございます。

続きまして、未活用のプロジェクトの理由ということでもありますけれども、今申し上げましたとおり、元年度につきましては、未活用のプロジェクトとしまして、こだわり交流プロジェクトとそれからいきいき健康プロジェクト、こちらが寄附の活用をしていないということで、それ以前も活用が少ないといった実態でございます。

こちらにつきましては、国際交流・地域間交流事業ですとか、みよし市・川内村小学生交流事業、こういった交流に関する事業につきましては、ふるさと創生基金を優先して充当してきたという実態があることと、それからいきいき健康づくり支援事業などの健康に関する事業も地域福祉基金、こちらを優先して充当してきたといったことが要因の一つであります。

また寄附金の積立額がまとまった額になるまで一定期間を要することですとか、なるべく形に残るものに活用していきたいといった考えもありまして、必ずしも寄附者の意向と合致してこないといった実態があります。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） こちらについては、ホームページに令和2年度までの寄附の状況、あるいは、そういった3年度見込みもありましたけれども、今御答弁いただいたとおり、5つの活用プロジェクトというのが条例で規定をされておりまして、かなり昔というか、大分前につくったプロジェクトです。今言ったとおり、御寄附いただくときには、その選択で今も寄附いただいているんだけど、そういった市のほうの事情によって、寄附いただいた選択がストレートに活用できていないというのが今あるかなと思うんです。

そこで、近年では、より具体的な事業について、議場の中でも例えばクラウドファンディングという言葉も出てきます。そういったものが検討する中で、現状のふるさと寄附金制度についても、例えば今申し上げたとおり、御寄附いただく方の思いと活用とに乖離が生じてくれば、そういった部分について見直すことも必要ではないかなと思うんですけれども、それについての考えをお伺いしたいです。

それで、私自身としては具体的に今の5つのプロジェクトだけではなくて、例えば特定の公共施設を今後立て替えていくのだということであるとか、地域においては、長年懸案になっている建物の解体とか、こういう費用に御寄附を活用させていただいて、その後、私たちのまちとしては新たにこういうことをやっていきたいんだという活用のプロジェクトという枠ではなくて、特定の事業とか特定のお仕事というのを寄附金の中でも使える方法がないかなとそんなことを思っているんですけれども、その点、見解についてお伺いをいたします。

○委員長（山居忠彰君） 阿部商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

平成20年7月に条例を制定した当時の士別市総合計画の基本構想重点プロジェクトがこの5つのプロジェクトとして位置づけられてきました。そこから現在まで活用プロジェクトの内容の見直しというものは行ってきておりませんでした。

本市を取り巻く状況、それから世の中の情勢ともに変化をしてきており、新たな政策による課題解決の取組などを現状に沿うものとして見直す必要があると考えております。

また、委員お話のクラウドファンディングに関しても、現条例の中でも条例第2条第3項において、3つ載せているところなんですけれども、これについては、まだ運用した実績という

ものもありません。

今後におきましては、こういったガバメントクラウドファンディングのような形態も含めて事業の見直しとともに調査・研究をしていければと思っております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 現状認識、私も思っていた部分と行政の部分で、今後見直しが必要だということがありましたので、ぜひそういった形になっていくことを望みたいと思います。

それで併せてこの見直しに関連しまして、寄附額の下限についてお伺いをいたします。

ふるさと納税サイトを見ていますと、他の自治体の状況を見ますと本市においては寄附額の下限というのが1万円となっています。ほかの自治体見ますとこれ5,000円という自治体もかなり多くございました。

現在のふるさと納税、返礼品のルールでいけば、御寄附額の返礼品は3割以内だと、こういうルールがある中で、ざっとここ普通に単純に考えると1万円なら3,000円の返礼品だと、5,000円なら1,500円だと、下限額を例えば下げることによって、本市のように事業所の中で高額な返礼品は用意できないけれども安価な部分とか、そういう返礼品をやっていただく事業所、あるいはアイテムが増えるのではないかなという思いもありまして、例えば見直しの際に少額の商品、取扱事業者を拡大するんだという目的でこういった寄附額の下限額を下げるといった、こういうことができないのか、この辺についての見解、考え方をお知らせください。

○委員長（山居忠彰君） 阿部課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

現在、ふるさと納税の寄附金額につきましては、委員お話のとおり、1万円以上を下限として、市が6つの区分として設定をさせていただいております。

寄附金の額につきましては、私の士別・あなたのふるさと応援寄附金条例施行規則におきまして、一口5,000円からとさせていただいておりますが、寄附者に対する返礼品につきましては、1万円以上の寄附からとさせていただいているところです。

1万円以下につきましては、今現在、寄附をしていただいている方、それから事業所からの要望はないんですけれども、気軽に応援をしていただける金額を設定することによりまして、本市の特産品や魅力を知ってもらうことができると期待をしているところです。1万円以下の寄附でも返礼品を受け取ることができるかどうか、また1万円とした経緯や金額を下げることなどへの影響などを総合的に勘案しながら検討を進めていきたいと考えております。今後も本市を応援していただけるような返礼品の充実や魅力発信などを積極的に推進していければと思っております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 次に、歳出に入ります。

第1款議会費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

次に、第2款総務費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。中山義隆委員。

○委員（中山義隆君） 西川委員とちょっと重複することも何点かありそうなのですが、まずまちづくり推進事業の中でふるさと応援寄附金返礼品についてお伺いいたします。

ふるさと応援寄附金の制度について、士別市の特産品を知ってもらうためには、PRの絶好の機会だと思っております。その中で令和になって、ふるさと応援寄附金はどのくらいの寄附金を扱っているのか、また返礼品の申込み者数とその数、何件が参加して協力していただいているのか、令和元年から3年までの実績についてお伺いいたしたいと思っております。

○委員長（山居忠彰君） 小林係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

ふるさと応援寄附金の令和元年度から3年度、本年2月末現在までの実績について、御報告いたします。

まず元年度についてでございますが、寄附金額6,067万6,000円、寄附者数が1,874件、うち返礼品申込み者数が1,868件、返礼品事業者数は33事業所となっております。

次に2年度につきましては、寄附金額7,347万2,000円、寄附者数2,806件、うち返礼品申込み者が2,800件、返礼品事業者数は34事業者となっております。

次に3年度、本年4年の2月末時点でございますが、寄附金額6,470万5,000円、寄附者数2,567件、うち返礼品申込み者数が2,560件、返礼品事業者数は35事業者となっております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 中山委員。

○委員（中山義隆君） その中でふるさと返戻品についても、同じようにお伺いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 小林係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

ふるさと納税ポータルサイトの一つでございます、さとふるにつきましては、令和2年9月からの開始でございます。2年の寄附金額につきましては、787万円、寄附者数は343件、返礼品事業者数は26事業所となっております。

3年につきましては、本年の2月末時点でございますが、寄附金額が950万円、寄附者数が463件、返礼品事業者数は24事業所となっております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 中山委員。

○委員（中山義隆君） さとふるでした。

それで、これまで取り組んできた内容を少し変えてみてはいかがかなという感じで思っております。まず商品を選択する寄附者の目を引くような内容と写真にすることがサイトの更新の検討になると思いますので、その辺をお伺いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 小林係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

ふるさと納税を募集する際に使用する返礼品PR用写真は、寄附者の関心を得るための重要な要素の一つと考えております。寄附者の視覚に訴える写真を使用することで、新たな寄附者の獲得につながることを期待されます。

一方で総務省の基準によりまして、令和元年6月からふるさと納税の募集に係る総額費用が寄附額の50%以下にするルールが厳格化されたため、写真の更新にかかる経費も限られております。

今年度につきましては、一部返礼品の写真を変更いたしました。が、まだまだ十分ではないと認識しております。写真の見栄えによって本市を応援してくれる方が大きく変わる可能性があることから、ルールの範囲内におきまして、事業者や返礼品の委託予定事業者、まちづくり会社と連携しまして、写真や内容の変更を含めた魅力的な返礼品を発信できるような取組を検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 中山委員。

○委員（中山義隆君） 現在、士別市ふるさと応援寄附は寄附金額1万円以上を下限として、6つに区分されていると、先ほどの説明もありましたけれども、私が思うには1万円を出すために、先ほど西川委員も言われましたけれども、やはり寄附する側としてはチャンネル数を増やしていただけないかとそういう感じに思っております。返礼品を提案する中で、提案者にも好まれるチャンネル数と、それと考えられることから特産品の提供を受けることができると思いますが、その辺について、重複するかもしれませんけれどもお伺いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

今お話しのありましたふるさと納税の寄附金額につきましては、1万円以上を下限といたしまして、6つの区分で設定されているところであります。こちらの6つの区分につきましては、併せて返礼品の調達価格につきましては、これまでお話しがあったように制度に基づき寄附金額の3割以下になるように設定をしております。

寄附金額のこちら区分の細分化といったことにつきましては、返礼品を取り扱う事業者の方からもそういった要望が実際にありますので、現在、その要望に基づきまして検討等を進めてきているところであります。

寄附額の区分を細分化することで寄附をしていただける方におきましても選択肢が広がっていく、こういったことが期待できるものと考えておりますし、また事業者におきましても、この細分化が各事業者が取り扱う返礼品の幅を広げていけることにつながっていくのかなど、そうしたことで新たな返礼品といったものを提案していただける事業者が増えてくるといったことも期待できるのではないかと考えているところであります。

今後におきましても本市を応援していただけますよう、返礼品の充実や魅力発信など積極的

に推進することを考えまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 中山委員。

○委員（中山義隆君） それでは、総務費、総務管理、コミュニティ活動推進費、防犯灯LED照明についてを議題にいたします。

最近、燃料高騰をはじめ、食品、食料品高騰、さらに家庭電気料金も値上げ傾向です。また自治会の少子高齢化で自治会費も値上げ傾向です。

そんな中、防犯灯のLED化で照明の工事を待ちかねていると思っておりますけれども、令和4年度予算では240万1,000円が措置されていますが、今年度の工事の内容の内訳をお伺いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 伊藤自治環境課副長。

○自治環境課副長（伊藤 勉君） お答えいたします。

防犯街灯LED化の予算の内訳でございます。この事業については、新設と取替え、合わせまして90灯分を計上しております。1灯当たり4万円の経費を想定しております、事業費の3分の2を助成します。1灯当たり、およそ2万6,000円ほどの単価で積算しております。

予算措置に当たりまして、各自治会に希望灯数の調査を実施しております、90灯としておりますけれども、各自治会の事業を決定する総会、これが年明けということもございまして、最終的には27の自治会と朝日地区の7つの自治会をまとめる朝日地区自治会連絡協議会から、新設で18灯、取替えで85灯、合計で103灯の希望があったところです。

予算は90灯分でございます、希望103灯との差がございますけれども、この取替えにかかる経費ですけれども、これは取り替えるLEDの明るさですとか、あるいは設置場所によってかかる経費が異なっております。特に簡易な取替えの場合は2万円から3万円程度の経費で済むということもございまして、こういったことから執行状況を見ながら希望する灯数をできるだけ実施していきたいとこのように考えております。

また年度途中で追加で申請をされるケースというものもございますので、こういったものにも柔軟に対応していきたいと考えております。

以上、予算の内訳となります。

○委員長（山居忠彰君） 中山委員。

○委員（中山義隆君） また自治会に設置の制限灯数はありますか。

○委員長（山居忠彰君） 青木自治環境課長。

○自治環境課長（青木伸裕君） お答えします。

各自治会によりまして、面積ですとか、住宅状況など地域事情がありまして、この防犯街灯として、効果的な設置場所を各自治会で検討されております。

増設の場合などについては、電気代負担も考慮される上での設置判断ということなものですから、それは各自治会の判断で任せてございまして、市として、灯数を制限しているという設定

は一切ございません。ただLED化事業については、やはり限られた予算の中でございますので、一自治会に偏らないように全体のバランスも考慮しながら、計画的に整備するよう各自治会にはお願いしているところです。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 中山委員。

○委員（中山義隆君） 令和3年度までの進捗状況をお伺いします。何%ぐらい士別市で行われているのかということなんですけれども。

○委員長（山居忠彰君） 伊藤副長。

○自治環境課副長（伊藤 勉君） お答えします。

今年の2月末現在の数字になりますけれども、把握している市全体の防犯街灯2,532灯ございます。そのうちの1,436灯がLED化しております、約57%という数字になります。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 中山委員。

○委員（中山義隆君） LED化を進めることで各自治会の電気料金の負担が軽減され、軽減される分、自治会のほかの事業に充てることができると思います。早くLED化をすべきではないかと思しますので、その辺の予算組みをお伺いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 青木課長。

○自治環境課長（青木伸裕君） お答えします。

このLED化事業につきましては、平成24年から取組を始めまして、25年度以降は、1年度間に110灯から大体160灯を新設取替えしてきております。全体のパーセンテージについては、先ほど答弁したとおりであります。各自治会の状況では、既に100%に達成しているところもあれば、まだ20%台のところもあります。灯数につきましては、50灯以上、これから整備する必要があるところがあるですとか、朝日地区については、まだ300灯以上が残っているような状況にあります。

市としても早めに100%に達したいということでもありますけれども、ちょっと課題がございまして、1灯当たり5万円を限度とした場合は、その3分の2が市からの補助になります。残り3分の1については受益者負担としまして、自治会が負担することになります。5万円かかった場合は1万6,000円かかるということもありまして、例えば10灯でいきますと16万円の負担ということになります。これまで負担を平準化して計画的に進めてきた部分がありますので、短期間にこの負担を自治会に求める場合、それが対応が可能なのかといった懸念もございます。

また現在、財政健全化実行計画の期間中ということもありまして、短期間に補助金を増額して対応していくというのがちょっと難しい状況であります。

一方で、LED化することは省力化につながりまして、CO₂の削減という部分にもなります。ゼロカーボンシティの実現を進めるといった状況にありますので、今後様々な部分にお

いて、自治会と連携を進めることが、ひいては市民の皆様はこの取組の御理解をいただけることにもつながるといことで考えておりますので、進め方などについては、今後検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませぬか。西川委員。

○委員（西川 剛君） これから、総務費について、3つの質問をいたします。

まず1つ目は、総務費のうち本庁舎管理事業費に関わる質問をいたします。予算書は54ページなんですけれども、具体的に予算はないかなと思ひますけれども質問いたします。

第2庁舎の壁面にあります懸垂幕、常設の掲示をという提案の質問でございます。令和2年5月にこの本庁舎が開庁し、昨年12月に外構工事が完了し、本庁舎、第2庁舎、市民文化センターを有する土別市庁舎の整備が完了いたしました。この庁舎敷地の正面西側から見ますと、右手に本庁舎、左には第2庁舎という、こういう建物のレイアウトでございます。第2庁舎については、白い壁と本庁舎の茶色い壁と色合いもコントラストが効いていいと思ひています。

ただ、残念なのが第2庁舎が開庁以降、その壁面には、4つの懸垂幕を掲示する施設が併せて設置をされているんですけれども、いまだに使われていないということです。議会などで庁舎に来庁するたびにいつ掲示されるのかなと思ひてまして、事実、昨年の秋頃からせつかくの施設できれいな壁に常設幕が掲示できるような施設があるので、何か掲示をしないのかということ市役所のいろんな部署で私声出しをしてまいりました。確かに、昨年末までは外構工事をやっておりましたのでしようがないよなと思ひますけれども、工事終了後、年明けて今日3月も入ってまして、まずこの懸垂幕の掲示、4つの施設をつけていますけれども、どのようなことをしようと思ひて、実は旧庁舎もありましたけれども、この第2庁舎の壁面に4つつけたという、このそもそもの理由についてお知らせください。

○委員長（山居忠彰君） 吉尾総務課行政係長。

○総務課行政係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

まず、旧庁舎の懸垂看板についてですけれども、こちらは近隣ですとか、来庁者に公共的な周知啓発を目的といたしまして、庁舎の南側に4か所で設置されていたところなんです。

看板の内容としましては、特定健診など健康に関わるような周知ですとか、山火事予防等の注意喚起、非核平和都市宣言や人権問題への配慮といった周知、納税意識の啓発、各選挙日程の周知、ゆかりのあるスポーツ選手へのお祝いなどを所管課によって作成し、設置してきたところなんです。

新庁舎につきましては、旧庁舎同様に公共的な周知啓発を目的に第2庁舎の西側に4か所設置しているところなんです。新庁舎に移転してからは、昨年の土別市長選挙、また衆議院総選挙時に懸垂幕を設置させていただいて、周知啓発に利用したというところになっております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 既に2つについては掲示をしたということでございます。

それで、昨年から各部署でお話しさせていただいていますのは、今ありましたように、これまでの旧庁舎で掲示をしていた山火事注意とか、税に関するの周知啓発ということも、そういったいわゆる市役所からのお知らせということだけではなくて、例えばその掲示がない期間についても、サフォークランド土別とか、土別によこそとか、まちの個性についてを常時掲示をしていくとか、さらに、さほっちにもファミリーがいらっしゃって、イラストもたくさんありますので、そういったイラストも入ったようなカラフルな白壁に映えるような懸垂幕、こういったものを特定のお知らせがない時期については、常設するような方法はないんだろうかということをお話をさせていただいていました。お話しした際は、いいですねと言うんです。いいです、ぜひやりましょう、それいいですねと言うんですけれども、今見ていただいてもそうなんですけれども、今日までこのとおり来ています。何が課題になっているのでしょうか。作成掲示について、何ができない理由なのかということをお伺いをいたします。

○委員長（山居忠彰君） 吉尾係長。

○総務課行政係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

まず、懸垂幕の運用方法についてでございます。旧庁舎から移転してきて、新庁舎設置箇所は変わったところでございますけれども、こちらの運用方法については、変更はしていないところです。設置の時期ですとか、期間、これは設置する担当課において検討しているということになりまして、短期設置だとか、常時設置、そういった区別はしていないような状況となります。

利用頻度が低い理由の部分になるんですけれども、先ほど委員からもお話があったとおり、懸垂幕が設置されている第2庁舎の稼働が始まったのが令和3年の1月というところなんですけれども、懸垂幕の設置場所となっております外構の部分が昨年3年の12月に終了した外構工事の区画内であったというところから利用頻度が低かったのではないかとこのところを考えているところです。

また新型コロナウイルスの感染症の影響から、市内外のイベントなどが自粛されていたことなどが理由ではないかと考えているところです。

しかしながら、外構工事が終了いたしまして、駐車場も供用開始されているといったところから、庁内でも懸垂幕の効果的な運用について検討していきたいとこのように考えております。以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 検討いただけるということなんですけれども、いつなんだということなんです。それで、例えば財政的に課題があるのかということなんですけれども、懸垂幕一つ作成すると大体7、8万円だとお伺いをしています。4つだと最大でも32万円です。もちろん、少ない額ではないんですけれども、そういった予算が確保できないのであれば、例えば市のホー

ムページ、バナー広告ということで広告収入いただいていますので、そういった部分である一定面積を広告いただくことによって、事業所に作ってもらうということ、そういった財政的な部分をクリアしていく中でどうだろうか、こういうこともできるのではないかと思うんですけれども、費用捻出の部分について、どのようなことを考えてらっしゃるのか、お伺いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 半澤総務課長。

○総務課長（半澤浩章君） お答えをさせていただきます。

財政的な課題について、広告ですとか、そういった部分の御提言をいただいたところなんですけれども、こちらの部分を調べていきますと屋外広告法ですとか、北海道屋外広告物条例の規制にこういった庁舎にそういった広告物を載せるものが抵触するような部分も考えられるというところがありまして、そういった企業からのものというものは難しいかなと考えています。

ただ、先ほどもお話しさせていただいたとおり、懸垂幕、各担当において予算づけをして、そして必要に応じて使用しているといったところになっています。これまで各担当、庁舎内の各部署に任せていたといったところもありまして、今委員からお話があったとおり、何も使用されていないという、現状ちょっと寂しい状況になっています。そういった部分、先ほど目的としてお話しさせていただいたとおり、公共の啓発といったところにもっと活用できるような形で全庁的に周知をして検討を求めていきたいと考えています。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 検討するということで重ねて質問するのは大変恐縮なんですけれども、私も議場だけではなくて、本当にずっと去年から言っていたものですから、どうしてそれが進まないのかというのが本当に疑問なんです。

それで、もう一点、今回の庁舎の改修コンセプトを見ますと、市民協働や市民交流は活発に展開されるコミュニティ庁舎、これを建設ということで全体像ができました。使わせていただいています。今言った行政からの周知啓発だけではなくて、例えば掲示される内容については、市民活動の表現の場、そういったものにも活用できるのではないかなと思っているんですけれども、例えば懸垂幕の状態であれば、そこに何か表現するものを出すとか、もっと言えば駐車場もできました。そして西側壁面については大きな白壁なので、それこそ駐車場シアターとか、プロジェクションマッピングを映してみようとか、あるいは周知啓発についても、さっきコロナでとかということだったんで、例えばかける掲示も、コロナに負けるな士別市民とか、コロナ予算で使うこともできるのではないかと、どうしてもお話ししていいよねといったものがなかなか内部で進まないというところに私はもどかしさを感じるんですけれども、早く4つ埋めてほしいなと思うんですけれども、その辺のスピード感について見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（山居忠彰君） 半澤課長。

○総務課長（半澤浩章君） お答えいたします。

市民の方のそういった活用の場ではどうかということでお話しいただいたんですけども、こちらのほうもそういった個人や団体の思想や信条などが入ってしまいますと、そういった広告といった部分の北海道屋外広告物条例に抵触するといったところがありますので、そういったところは、なかなか難しいのかなといったところで考えているところです。

ただ、そういったいろいろなスピード感を持ってもらいたいといったところの御提言だと思います。先ほどもお話しさせていただいたとおり、全庁的に懸垂幕を活用するといったところの意識といったところがなかなか深くないといったところがありますので、そういったものを再度周知をかけながら、せっかくの施設ですので有効活用するようなことで検討していきたいと考えています。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） せっかくの庁舎という言葉を受け止めました。よろしくお願いたします。

2つ目の質問をいたします。

総務費のまちづくり推進事業費の中にあります、まちづくり応援大使活動事業費について伺いをいたします。予算書は64ページ、予算額は42万円という事業でございます。

実は、これ予算書の事業名について、今まちづくり応援大使活動事業費と申し上げたんですけども、士別ふるさと大使ということで長年やってきた事業の予算だと思いますが、その観点から、まず現在本市出身、あるいはゆかりの方に委嘱、活動していただいています士別ふるさと大使の現状について教えてください。

○委員長（山居忠彰君） 千葉企画課副長。

○企画課副長（千葉 玲君） お答えいたします。

ふるさと大使は平成11年に11名体制でスタートをしました。令和3年度までに22名の方に委嘱してまいりました。3年度当初時点では15名に委嘱をしています。

大使の主な任務としては、それぞれが持っている人脈や仕事などを通じて、本市のPRなどをしていただき、また、まちづくりのために関わる提言や情報などをいただくことを主な任務として活動していただいています。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そこで、今御紹介いただいています士別ふるさと大使について、令和4年度の事業名がまちづくり応援大使ということで事業名が変更になっています。予算額に変更はないようですけども、この事業名が変更になっていますので、この変更の理由とどうしてということ、狙いについてお聞かせください。

○委員長（山居忠彰君） 千葉副長。

○企画課副長（千葉 玲君） お答えいたします。

見直しに当たっては一昨年から検討を進めてまいりました。このたび、まちづくり総合計画のローリングや、市長の就退任の時期に合わせて制度の内容の見直しを行い、まちづくり応援大使として、令和4年度から再スタートすることになりました。

ふるさと大使の名称の由来という形でいけば、ふるさと自慢のPRなどや象徴的なイメージがあり、4年度からは持続可能なまちづくりに向けた推進するためにふるさと大使を発展的に解消をし、役割を明確化して、まちづくり応援大使に改称しました。まちづくり応援大使として制度を開始させていただきます。

制度開始以前に比べて、インターネットも普及しまして、SNSやユーチューブなど情報発信も多様化しています。市の魅力や情報発信など様々な分野で発信することが可能となっています。

このようなことを考えまして、様々な方に多様な人材も含めて、応援大使になっていただけるような制度設計として、このたびスタートさせていただくように考えております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 御答弁の中では、士別ふるさと大使については改称するという言葉だったので、多分、今言っていた22人については今後委嘱しないと、令和4年度の新しいまちづくり応援大使という位置づけの中で、多分継続する方もいるのかもしれないんですけども、新たに委嘱する方を検討していくと聞こえたんですけども、こういう理解でいいのかということと、4年度の新しいまちづくり応援大使、しからば人数やどういった方を新たに想定されているのかという考え方についてお知らせください。

○委員長（山居忠彰君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

今現在は、各界の著名な方や発信力のある方をお願いしようと思っております。それで市民以外の方から市長が選考するという流れで考えているんですけども、今現在新たな委員については最終調整中でありまして。調整が整った段階で市のフェイスブックですとか、広報、新聞等でお知らせしていきたいと思っております。

今現在は継続で12人の方をお願いしようと考えておりまして、また新たな委員の方についても、ちょっと選考中といったところで調整しているところであります。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 最終的な規模はちょっと分からないんですけども、12人が今の中から継続いただいて、新しい制度の中での取組をいただくということなんですけれども、実はこれ、ちょっとこれはどうせ行政のほうが対応していただけるものだと思いますけれども、現行の士別ふるさと大使、ホームページで検索しても出てこなくなっちゃったんです。どういう、要は、関わって、せっかくやっってもらっている方に対しての、その辺がどういう経過なのかと

いうのを新しい制度になるんでということであれば、構いませんけれども、長年そうやって士別のことを応援し、発信してくれた方については、やはり敬意を表した対応を強く求めたいと思いますし、やはりこれを市民が知らなきゃいけないということありますので、ぜひ新しい制度については様々な場面で積極的な、市民が理解できるような周知についても努めていただきたいと思うんですけれども、その辺についてのコメントお願いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

ふるさと大使の委嘱している方については、市長が替わったときに一旦退任をしていただくような形で文書を出させていただきました。この半年間の中で新たに選考する。それから継続でお願いをするという作業を行ってきたところです。

今、4月から新たにまちづくり応援大使という名称に変わりますけれども、ホームページ、今作成中でありまして、4月から運用ができるような形で準備をしているところです。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） よろしく申し上げます。

それでは次の質問をいたします。同じく総務費、まちづくり推進事業費のうち、地域活動事業費ということで協力隊についての質問をさせていただきます。

まず最初に、令和4年度予算額総額で7,339万4,000円ということでありまして、4年度の協力隊の人数、何人になりますか、お知らせください。

○委員長（山居忠彰君） 木村企画課創生係長。

○企画課創生係長（木村哲晃君） お答えします。

令和4年度協力隊の計画人数は羊飼養で7名、農業支援で4名、観光振興で4名、地域振興で1名の計16名となっております。なお現在、12名の隊員が活動しておりまして、先日、4月からの隊員としまして、2名の任用が決定したところです。

計画人数に対しまして残りの2名につきましては、現在ホームページ等で募集をしているところです。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 現在が12名で、4月から14人、取りあえずです。以降2人については募集で隊員が着任するかどうかということだということでも分かりました。

そこで、地域おこし協力隊の目的であります定住定着による地域の活性化という点ですけれども、これまでの任期満了隊員、途中退任も合わせてでお願いしたいんですが、本市に定住定着をされた人数について教えてください。

○委員長（山居忠彰君） 木村係長。

○企画課創生係長（木村哲晃君） お答えいたします。

途中退任の隊員も含めた定住につきまして、任期满了の隊員が6名、途中退任の隊員が5名、合わせて11名の中で5名の方が定住につながっております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そうしたら至らなかった協力隊員と思ったんですけども、11の5ということなんで6人だということで、定着に至らなかったのが6人だということで、定着に至らなかった方々、様々な理由あると思うんですけども、理由は問わないんですが、この隊員への言葉ちょっと難しいですけども、ペナルティーと言うんですか。協力隊の隊員として着任いただくときに、恐らく何かしらの制約事項をしているのではないかと思うんですけども、実際この定着に至らなかった方などについては、具体的には、費用面の関係とか、そういった部分の何かしらのペナルティーみたいなものがあるのかないのかを確認させてください。

というのは、ほかの例えば資格取得の助成金とか、ほかの業態における定住者については、定住要件での補助金交付とか、あるいは資格助成に関する補助金については、3か年ぐらいその職に勤めないと返還だという、額としては10万円程度の補助金もありますけれども、そういった中で、この協力隊の皆さん、最後、定着定住をということでやっている方々が途中で満了した後も士別に定住できない、定着できないときに隊員側に何かしらのペナルティーがあるかどうか、内容についてお知らせください。

○委員長（山居忠彰君） 木村係長。

○企画課創生係長（木村哲晃君） お答えします。

定住定着に至らなかった場合のペナルティーや任命時の誓約事項等はございませんが、募集要項におきまして対象者を活動期間終了後に定住する意思のある方としているような状況です。

また応募用紙に市内定住に関する意思確認の欄を設けまして、確認を行っているところです。以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そういう誓約させるような制度ではないということで、改めて最大3年の活動の中で定住する見込みだということで隊員になっているから、そういう人ですということで対応していくということだと思うんですけども、定着に関しての関連あるか分からないんですが、予算を見ますと隊員に関して報酬、職員手当等のいわゆる直接雇用に関わるような費目と委託料というのがありまして、委託型の協力隊員委託料ということがこの予算内で措置をされておりまして、令和4年度予算でいくと2,020万円ということなんですけども、委託型という形については、いつからこういう形でやっているのかということと、その理由についてお知らせください。

○委員長（山居忠彰君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 委託型については、活動の自由度や幅を広げるために柔軟な対応ができるように令和3年度から実施しているところです。直接雇用型と委託雇用型、任用形態の違

いは、いずれもその特別交付税の措置の考え方は同じでありまして、勤務条件等については、市と受入れ団体が協議して定めるものとしています。各隊員の公平性に欠けないように同等の条件という形で、今は取扱いをしています。

研修先が特定されている場合については、委託型という任用をしまして、受入れ団体に所属することで、受入先との連携が密になるということ、それから地域協力活動の推進が図られるということで導入に至ったところであります。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今年度からの部分で令和4年度予算で言えば、2年目ということなんですけれども、前年度、3年の予算額を見ますと今取り上げました委託型協力隊員委託料については、1,588万円でした。協力隊員の人数、内訳を紹介していただいた中で、恐らく観光分野の4人がこの方だと思うんですけれども、3年度から4年度委託料が、今申し上げた1,588万円から2,020万円ということで、432万円増額をされています。大きな、大幅な増だと思うんですけれども、4人対応しているの1人当たり100万円ずつ委託料が増えているということなんですけれども、この点どういう理由で委託料が増えているのか、お知らせください。

○委員長（山居忠彰君） 木村係長。

○企画課創生係長（木村哲晃君） お答えします。

委託料の増額理由につきまして、令和3年度の予算では地域振興の分野の隊員につきまして、当初雇用型での任用を想定し予算を計上しておりましたが、受入先と協議した結果、委託型での任用に変更となりました。

4年度予算ではこの現状に合わせまして、雇用型11名、委託型観光振興4名に加えて、地域振興1名を計上しております。3年度と比較すると1名分の委託料が増額となっているところです。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 答弁では今それでいくと直接雇用が11人ということなんですけれども、予算書12人と書いています。それでどうかなと思って、この質問になっているんですけれども、それだと、今の話だと令和4年でいくと、11人の5人なので、これ予算書が間違っているということなのか、ちょっとその部分教えてください。

○委員長（山居忠彰君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 申し訳ありません。ちょっと確認しまして、後ほど答弁させていただきます。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ちょっと取り上げていたのは、実は委託型のほうが定着につながりやすいと思っていましたので、その質問させていただいているんですけれども、額のことを殊さら言

いたいわけではなかったんですけども、直接型で市が雇用して活動していただいている方の定着率と令和3年度で始まった委託型、委託型であれば任用団体がより身近でやっていて、直接、今までは最初の頃は市役所に机置いて、そこに通ってどうですかということも私も職場で見てたものですから、それよりも委託型のほうがより直接的に定着に向けてと事業を展開も含めてやれるんだなという思いながら聞いておりますので、数字については後で教えてください。

ただ、3年度から3、4、5と言っていく中で、2年目の予算が増額になっているのが人が増えたということなので、私の質問も想定が変わってしまって、困ったなという感じなんですけれども、3か年、これは任用している団体と、実際その方が研修している団体というのは、これ同じなんですか。私はそういう同じような形で定着に向けてストレートに行くという感じがいいかなと思うんですけども、いわゆる実際雇用している団体と、この先目標とされるようなところの分野というのは同じなのか違うのか、その辺の実態として教えてください。

○委員長（山居忠彰君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 今任用している場所というか、研修している場所と3年後定着に向けてといったところでいきますと、必ずしも多分一致しない部分も出てくるのではないかなと思います。

各担当課で、頻繁に情報交換をしながらですとか、協力隊同士の情報交換なんかもしながらフォローアップに努めているところではありますけれども、必ずしも一致するものではないと思っていますところでは。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そこでちょっと協力隊制度についての理解ということで質問したいんですけども、当初この協力隊制度が始まったときには協力隊員のいわゆる人件費については、国の直接的な補助金などがあつたのではないかなという認識をしているんですが、予算書を見ますと、現在予算額7,300万円を超える予算に対して、特定財源ありません。一般財源ですということ、先ほど、その直接雇用と委託方についても、答弁の中では特別交付税で措置なんだということなんです。これは、逆に言えば国からの確立的な財政措置はないという、こういう認識なのかで構わない、間違いのないのちちょっと確認をさせてください。

○委員長（山居忠彰君） 木村係長。

○企画課創生係長（木村哲晃君） お答えします。

本市の予算額7,339万4,000円につきまして、一般財源による計上となっておりますが、全額特別交付税措置の対象となっております。

雇用形態にかかわらず活動に要する経費としまして、隊員1人当たり480万円が国からの財政支援措置となっているところです。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 分かりました。予算書上では一般財源で、後ほど後段で特別交付税の中で

措置をされるんだとこういうことで理解をいたしました。

これ令和4年度の活動隊員の内訳です。御紹介いただいたとおり、全部で16人ということ。実際この後2人増えての16人になりますけれども、制度当初はどんどん人数が増えて定住定着にも至っているということなんですけれども、この人数でありますとか、例えばその隊員を募集しましょうという分野について、市としての方針というんですか、いわゆる人数でいっても、何人まで隊員で募集するのだとか、どの分野を隊員を求めていくのだという何かしらの方針みたいなのがないと、ちょっと申し訳ないですけども、ある意味委託型でいけば、企業側の人件費持っているだけと。3か年直接人件費持っているだけだよと。結果、定着に至らなければどうなんだということございますし、そういった意味では、私も市役所の職員の中でいったら、職員増やしてほしいんだという声も聞く一方で、そこは増やせないよと、だけれどもこういう分野には定着があるのでといって財政措置をしていくのだということなんですけれども、何人まで増やそうと思っているのか、あるいはどういった分野を募集していこうのかという方針みたいなものがどこかで定まっている、決められているものがあれば、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（山居忠彰君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

募集人数については土別市まちづくり総合計画で定めているところです。活動期間中や退任後の定住に向けて隊員一人一人にきめ細やかなサポートができるような計画的な募集、それから任用していく考えです。

今回ローリングを行っている次期実行計画、展望計画のほうで、人数それから予算等々を決めているところです。

分野についてです。分野については土別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトに掲げられている農業、それからまちの未来、合宿の聖地に関連する活動を行う分野に絞って重点プロジェクトの推進、それから地域課題の解決を図るといったような考えで進めているところです。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 御答弁いただいた理由がちょっと分かんないんですけども、その総合計画に中でうたわれている人数の上限というのがありますか。あればその人数をお知らせください。

○委員長（山居忠彰君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 総合計画の今ローリングを行っている次期の実行計画の中で、2022年度は上限16人、2023年度16人、2024年度13人、2025年度13人といったところで、今は決めているところです。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私のほうから、まちづくりの推進事業について、2つほど質問いたします。

まず移住定住促進事業についてですが、中身これを掘り下げて、さらに2点にして、今回予算として、これは予算書の67ページ、資料で8ページでございます。

移住定住促進事業として530万2,000円、その内訳としては委託料で365万8,000円と負担金及び交付金で165万円、あと雑費ということです。今回の金額というよりも中身のことでちょっとお尋ねします。

まず、ここに関連する中で、やはり移住ナビデスク、これは市のホームページでございますけれども、現状中身を見ますと、ここの移住定住ナビデスクのサイトを見ますと土別のこと、暮らし、住まい、子育て、仕事とあります。さらに地域おこし協力隊、空き地空き家バンク、移住者のインタビュー、それから若者交流会、体験ツアーとかいろいろと載っていますけれども、まずやはり一番住まいについてのいろんな情報を知りたいという方が多いと思いますので、空き地空き家バンクについてちょっとお尋ねしたいんですが、現在のホームページで空き家バンクに登録が6件、それから空き地については32件、特にアパートバンクについては掲載ゼロであります。この辺なんですけれども、実際に現状見ますとやはりアパート関係につきましては、非常に不動産業界の人のホームページというか、ネット情報が多いと思いますので、この辺も踏まえて、どうもこのホームページの空き家空き地バンクの中身がちよっとどうなんでしょうかというところであります。この辺もうちょっと精査して、空き家空き地バンクについて、いかがに思っているか、ちょっと御質問いたします。

○委員長（山居忠彰君） 峯垣都市整備課建築管理監。

○都市整備課建築管理監（峯垣智剛君） お答えします。

土別市の空き家空き地バンクにつきましては、これまで登録情報の充実を図るために固定資産税の納付書のチラシの同封、また公用封筒裏面への制度説明の印刷など行ってきました。

登録件数につきましては、増加傾向にありますので、引き続き制度の活用促進していくという考えをしております。

またアパート、マンションなどの共同住宅の情報については、これまで広報や新聞記事等への掲載によって募集を行ってきましたけれども、現在のところ、登録の実績がないということもありますので、今後につきましては、市内の不動産業者等が運営しているホームページのリンクなどの連携を行うなど、充実した情報提供となるよう努めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 同じ中身で今のその話にいろいろリンクするんですけども、ネット情報、これに非常にこの中でも力を入れるということを書かれております。情報の発信はもちろん、総合相談ということもまちなか交流プラザを通して、いろいろやっていくという中で書いてありますが、これ、もうちょっとホームページの中身も充実させてはいかがかなと。というのは

非常に先ほど言いましたけれども、ホームページの中のいろんな皆さんの声が非常に淡泊で短くて、文字だけだということでもあります。ここにぜひ、例えば今ありました移住定住ナビデスクをもとにして、観光にもつながるんでしょうけれども、動画ということをもっと生かされないのかと。例えば移住定住をアピールするために土別のイベントや、それからお祭り等、また天塩岳の登山でもいいですから現実にごういうことをやっているから土別をどうぞというアピールがもう少しされてもいいのかなと私は思います。

現実には、市長も自分の前議員当時に日向スキー場での滑っている動画、そういうのも発信されたこともあります。あれって非常に見る人からしたらスキー場の状況も分かるし、お祭りだってどんなことをやっているか、登山だってどんなことをやっているか、山に登って頂上からどういう風景なのかということも非常に土別の宝物ですから、こういった移住定住呼びかけるのに非常にいい材料なのかなと思います。ですからもうちょっとスピード感のあるホームページを広めていくということが大事かと思いますが、その辺はいかがお考えでしょう。

○委員長（山居忠彰君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

ホームページの充実については、令和4年度においてインタビューを増やしていくなど移住者の声のみならず、4年度で取り組む移住ナビデスクの新たな取組、お試し移住体験と交流の場創出事業における体験者インタビューの声なども掲載する中で充実を図っていきたいと思っています。

また動画についてですけれども、今、真保委員おっしゃるとおり、動画については非常に効果のあるコンテンツというか、ものだと思っています。4年度でどのようなものが取り上げられるかどうか分かりませんが、移住ナビデスク、それからホームページの作成を委託している会社等々とも相談をしながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 特に今の移住ナビデスクのホームページのサイトの中のまだ作成中の部分もありますので、ぜひスピーディーに作成していただいて、ぜひ土別のPRに当たっていただきたいと思っています。

この質問については以上です。

○委員長（山居忠彰君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 続けて、同じくまちづくり推進事業について質問いたします。

同じく予算書の67ページ、資料の8ページであります。

まちの地域力の推進事業ということで110万円計上されております。金額の中身について、ちょっとお尋ね申し上げますが、ここの中にいろいろ地区別の計画による地域力の生かしたまちづくりを進めるために市民団体等が行う公益的な取組に対し支援を行うとあります。非常に一般の市民、私らもそうなんですけれども見えにくい部分があるんですけれども、こういった

活動実績あるのか、また、この制度についての詳細がよく見えないのでちょっと流れについてお尋ねします。教えてください。

○委員長（山居忠彰君） 萩田企画課振興係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

まちの地域力の推進事業の事業概要について、最初にお答えさせていただきます。

この事業なんです、平成30年度から要綱改正により創設した事業となっております。

目的なんです、今、委員のお話があったとおり、地域力によりまちづくり活動推進するため市民が主体となって行う活動、それから協働によるまちづくり活動を支援することとしています。

対象となる団体なんです、市民など5人以上で組織するグループ団体となっております、補助の対象となる事業については大きく3項目ございます。

一つは地区別計画に位置づけた地域づくりに取り組む事業、2点目が団体が自主的に企画実施する公益事業、それから3点目が団体と行政が役割を分担して実施する公益的な事業となっております。いずれにおきましても創意工夫等がされておまして、市民への広がり期待できる先駆性やモデル性がある事業ということで対象になります。

それから支援金なんです、事業費は事務用品、それから通信料、印刷製本費、こういったものの対象経費の4分の3以内、あわせて報償費が1人1,000円を基準として5万円以内となっております、事業費と報償費の合計で30万円以内を上限としております。支援の期間につきましては、一事業につき5年間を上限に補助申請が可能となっております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） ちなみに今は何団体ぐらい加盟されているのか。また、この制度についての例えば市民への周知とかという団体の周知というのはどういう方法でされているのか、教えていただけますか。

○委員長（山居忠彰君） 萩田係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

先ほど、御答弁申し上げましたとおり、平成30年度から始まった事業ということで、年度別の件数でお答えしますと平成30年度は7団体、令和元年度は6団体、2年度は4団体、そして3年度は1団体ということで、平成30年度から令和3年度4年間のまとめとしまして11団体に事業を実施いただいているところです。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） これの皆さんへの周知の方法は、教えてください。

○委員長（山居忠彰君） 萩田係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

毎年市の広報紙のほうで周知をさせていただいているほか、年間おおむね四半期ごとに募集をしておりますので、その都度ホームページ等で情報発信に努めているところです。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうから総務費の財産管理費、普通財産環境整備事業ということでお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。説明資料は7ページということであります。

まず、事業費で用地確定測量42万円とあります。不動産売渡しの場合、重要事項として、隣地との境界を明確にしなければならないことということになっております。そのための用地確定測量ということであると思うんですけども、これはどこの場所を予定しているのか、そして、それはどの程度の売却額として見込んでいるのか、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（山居忠彰君） 大前財政課契約管財係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） お答えいたします。

令和4年度普通財産環境整備事業費については、用地の確定測量費として、42万円を要求させていただいたところです。

場所については、東9条2丁目1番1060.52平米であり、3筆に分筆した後、公売を予定しております。

売却額については、今後士別市の財産評定委員会への諮問を経て決定することとなりますが、路線価に基づく実勢価格による概数では、3筆合計で740万円を想定しております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 未利用財産の売却というテーマについては、昨年の第1回定例会でも触れました。その時点の中では、売却を開始して、1年も2年もたつものというのは、市場価格にしてはそぐわないのではないかという、そういうような乱暴な発言もしましたけれども、今回の部分はまた新たに見込んでいる場所ということらどと思うんですが、財政健全化実行計画の中では未利用財産の売却、これ5,000万円程度、5年間の計画期間の中で見込んでいるところでもあります。

先ほどの話も含め、現在まで売却状況の確認をしたいと思いますけれども、答弁のほうをお願いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 大前係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） お答えいたします。

令和3年度から7年度までの財政健全化実行計画5か年において、未利用財産の売却予定額を5,000万円と設定しており、初年度、現時点における売却実績は、2,226万9,000円であり、達成率は44.5%となっております。

売却実績の内訳については5か所ございまして、1つ目に、東4条北7丁目4番、旧清掃車

両センターの跡地の2筆484万1,000円、2つ目に、武徳町の旧教員住宅の建物及びその土地、3棟2室325万円、3つ目に、朝日町の旧職員等住宅の建物及びその土地、1棟2室263万6,000円、4つ目に東山町3294番2の1筆445万1,000円、最後5つ目に、東9条2丁目5番の3筆709万1,000円、合計建物4棟、土地10筆、計2,226万9,000円となっております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 先ほど1年も2年もまだ売れない部分については、市場価格にそぐわないのではないかという話をしましたけれども、この1年の中で2,226万9,000円の実績があるということでもあります。

これも昨年のお話ですけれども、この売却というのはもう、もろにこの財政健全化、財政状況に弾力をつくる上では即効性のあるもので、どんどん推進していただきたいという話もしました。5年間の中で、1年たった中で、もう2,200万円程度の実績ということになっております。

そこで、まだ1年経過ということで、残り4年残っているわけでありましてけれども、これも5,000万円になるまでの現物があるのかどうかということの確認の中で、今後の状況、どんな状況なのか、今後の予定も含め御説明いただきたいと思います。最後にコメントでいただければと思います。

○委員長（山居忠彰君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

今後の売却予定なども含めて、今後の状況はということだと思います。

まず、令和4年度の売却予定地についてですけれども、現在、3年度に公売した物件のうち、東4条北7丁目の部分にある物件なんですけれども、旧清掃車両センター跡地南側の部分で1筆、今残っている部分がございます。またあわせて、東山町の旧農業試験場跡地の物件も1筆残っている状況でございます。

また、先ほど御説明させていただきました新年度におきまして、用地確定測量を実施いたします旧桜丘団地の跡地の部分、こちらの分筆3筆程度を想定していますが、こちらの部分と、そのほか、旧清掃車両センター跡地の今年度については、北側の部分に3筆ございます。こちらの部分あわせて、こちら、8筆公売を予定しておりまして、合計いたしまして、金額については、今後の財産評定委員会の諮問を受けて決定する形になりますが、今の現状の路線価に基づく算出での概数になりますけれども、8筆合計で約2,300万円程度、4年度での売却を見込んでいただいております。

それから、5年度以降の部分なんですけれども、こちらについては、先ほど申し上げましたとおり、健全化実行計画におけます未利用財産の売却目標額5,000万円という形になっておりますが、3年度の売却実績2,200万円、それから、ただいま申し上げました4年度の売却見込みとしては2,300万円程度ということですので、まだ残り500万円程度の売却の候補地の選定、これから必要になってまいります。この部分については、4年度中に売却候補地選定さ

せていただいて、5年度以降に売却をしていく予定を考えております。土地の大きさですとか、形状、それぞれ異なる部分もございますので、市民ニーズですとか、利便性、それから想定する使用用途、そういったものを考慮いたしまして、売却方法を検討する必要があると考えているところでございます。その上で目標数値であります5,000万円、この部分については達成してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山居忠彰君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

同じ総務費、新型コロナ対策費、起業フォローアップ・経営支援事業ということで、この資料、同じく説明資料では10ページの資料になります。

まず、これは当然新規事業ということで確認したい、取り上げたいと思います。

まず、この事業の目的と概要について、また再度、説明していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 久光企画課副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

初めに、事業の目的であります。この事業の目的としましては大きく2つございまして、1つとしては、地域に根差した企業を育成することでコロナ禍における地域活性化を図ること、2つ目としまして、市内での起業を目指す方や若い方ですとか、女性の取組及び起業や事業継承して間もない市内事業者へ支援することを目的としております。

次に、事業の概要でございますが、具体的には、年間5回程度、専門家を講師として本市にお招きしまして、地域経済や経営の基礎を学ぶ講習、さらには起業・経営に関する相談ができる機会を提供できればと考えております。

また、第1回定例会最終日に上程させていただく、みんなの新たなチャレンジ応援金事業や、本年度実施しました新たなチャレンジ応援金を活用した事業者に対するフォローアップとしても活用できればと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 谷委員。

○委員（谷 守君） この下の欄に、今度事業費50万円ということで事業金額が書いております。

加えて、この事業内訳と財源についても確認したいと思いますので、いま一度説明お願いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

事業費につきましては、講師の派遣費用、報償費といたしまして、1回当たり10万円を想定しております。これを5回招聘すると見込みまして50万円を計上したところでございます。

財源としましては、国の新型コロナ対策臨時交付金の活用目的であります経済活動の回復と、

強靱な経済構造の構築に該当すると考えておりますことから、この交付金を全額活用したいと考えているところです。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは、これも最後の確認ということになります。

中小企業の後継者が新事業を始めたり、業態転換したりして家業を引き継ぐベンチャー型事業経営の支援に北海道経済産業局、これも力を入れているところであります。

これは今朝の新聞報道でも載っていた記事です。ちょっと紹介させていただきます。それに加えて、経営者の高齢化や高齢者の不在が課題となっている中、企業が培ってきた人脈や信用、技術といった経営資源を上手に活用しながら、事業承継をスムーズに進めるため、経済産業局では試行錯誤をいろいろされているんだという記事が載っておりました。

その中で最後のコメントをいただきたいと思うんですが、この事業のその後の見解と申しますか、この事業を展開してみて、当然一過性のものであるということにはならないと思うんですけれども、最初にざっくり事業目的を確認させていただきましたけれども、真の狙いと申しますか、着地点みたいところをいま一度どのように捉えられているのか、最後にコメントいただいて終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

事業の目的、それから事業の概要については、久光副長のほうから答弁させていただいたとおりです。

着地点についてでありますけれども、今年度、取りあえず事業の目的、概要に沿って事業を展開させていただこうと思っておりますけれども、その中において、参加者に対して、例えば支援の在り方のニーズ調査、それから講習のニーズ、そういったものを調査確認する中で、令和5年度以降の支援、それから応援の在り方を検討していきたいと思っております。

目的は、起業された方、それから起業後間もない方が安定的な運営ができるようなことに対する支援と考えていますので、その辺はぶれずに事業を組み立てていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） まだ総務費の質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時41分休憩）

（午後1時30分再開）

○委員長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務費の質疑を続行いたします。

ここで、行政側から午前中の西川委員の質疑に対する答弁の申出がありましたので、これを許可いたします。

法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 午前中、西川委員からの地域おこし協力隊活動事業費の質疑の中で、御指摘のありました地域おこし協力隊、報酬の対象人数でありますけれども、予算事項別明細書67ページ、12名と記載してございますが、正しくは11名でありました。

また関連しまして、予算説明書211ページからの給与費明細書、この記載の人数も1名減ということになってまいります。予算の計数については変更はございません。この後速やかに正誤表を提出させていただき、訂正をお願いするとともにお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（山居忠彰君） 大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、季節移住対策事業について質問いたします。

これは、新規で市長の政策を反映した予算だと思います。目的として、郊外に、いわゆるその郊外の定義は分かりませんが、郊外に居住する高齢者等が安全で安心な生活を送れるよう新たな居住施策を構築するため、市所有居住建物の実態調査及び周辺地区住民のニーズ調査を行うとしていますが、この場合、利用する条件、あるいは利用に係る費用を含めたこの事業の基本的な考え方。あわせて、この事業をやることによってどのような効果があると捉えているのか、最初にお伺いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 土田都市マネジメント課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） お答え申し上げます。

まず、利用条件、利用する住戸のかかる費用などについては、これから行いますニーズ調査を踏まえた上で検討していく段階にあります。そして、効果といたしましては、郊外部にお住まいの高齢者世帯が、冬期間、冬道などの移動で不安を抱えているという部分もございまして、そういった安心して生活できる環境を提供できるとともに、夏季においては火災や災害など、罹災されている方への一時的な居住としても活用が期待していることから、そういったことが効果として考えているところでございます。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） ニーズ調査の後にいろいろと検討したいと。そして本来こういうニーズ調査する場合、こういう条件で考えていますということを示してから調査をするというのが普通ではないかと思えます。この点どうでしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 土田課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） お答え申し上げます。

ニーズ調査で、現在、質問事項等を検討に入りますが、まずは住棟の関係にございます。その住棟に関しては、まず家賃の設定、どういった家賃であれば、そういった考えを持ってい

る人がいるのか、あと、こちらのほうで住宅系の市有建物の設備状況など、ただ、給湯施設や暖房施設、浴槽などそういった設備が一部の市営住宅ではついていない部分もございますので、そういった部分、例えばそういうふうに住居を考えているならば、最低限どういったものがあるればそういったお考えになられるのか、そういった部分をニーズ調査した上で、例えば施設については整備が必要なのかどうか、そういった部分を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 普通はこれを利用する場合、先ほど言ったように、どういう条件なのか、あるいは、身の回りの物だけ持ち込めば生活環境は整っているのか。それに係る経費はどうなるのか。一応その提示をして調査をしないと、精度が上がらない、高くないと思います。それで想定している今、市の所有建物、市営住宅なり、あるいは教員住宅、これは用途変更というんですか、普通財産に変更してやるとか、そういう考えについて、具体的な基本的なことを前段の質問と併せて伺いたいと思います。

○委員長（山居忠彰君） 土田課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） お答え申し上げます。

今回、市有建物として、住宅系の建物、市営住宅、教職員住宅、医師住宅などをその対象としております。まずは、市有建物においても劣化状況や築年数によって、周りの環境などについても調査をした上で、この事業で活用できる施設かどうかというのをまずピックアップさせていただきまして、それに対してアンケートでニーズ調査が高い条件の住棟を選定し、その後活用、市営住宅であれば市営住宅の用途がございますので、そちらを用途廃止し、普通財産として、本事業で活用する流れで考えている次第であります。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） どうも理解できないのは、そのニーズ調査をする前提として条件を示すということではなくて、ニーズ調査をした後にいろいろと検討したいということに聞こえるんです。そういうことでしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 土田課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） お答え申し上げます。

ニーズ調査においては、ある程度価格設定についても幾らから幾らぐらいであればとか、そういったいろいろな違いを持った条件、そして設備についてもこういった設備があればどうですかという形で、いろいろな条件をただチェックしていただくような形で今考えておまして、そういった部分で条件のいろんな条件があるとは思いますが、そういった条件を、まずそういった居住を考えるのに当たっては、どういった条件が必要かどうかという部分を調査した上で、それに関わる、例えばそれを行うにしても設備費用の投資とか、そういった部分がかかってきますので、そういった部分を踏まえた上で、まずその設備投資を、まずはするかど

うかも含めて検討していかないとならないと考えております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それでは、具体的にお聞きします。

その条件というのは、例えばその建物によりますけれども、給湯器を自分でつけてください、あるいは身の回り、電化製品、取りあえず必要なのは水回り、それから冷蔵庫等々、食品を保管する場所等々について、基本的な考え方はどうなんでしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 土田課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） お答え申し上げます。

現存の例えば一番住戸としてもっているのが市営住宅であります。市営住宅についても、今回この事業で活用対象としている住棟自体というのは、今担当のほうでピックアップしているのは、昭和63年以前の住棟を考えております。その住棟の部分でいきますと、設備の部分というのは、おおむね、今、市営住宅であれば入居を希望されている方が準備をしていただくという流れをとっております。そういった部分は市営住宅であるんですけれども、今回この季節の移住に伴って、そういった一時的な使用として、ではどういったことが一番事業として成り立つのか、そういった部分、施設についても現状はついてはいないんですけれども、ついていないのであれば、やはりなかなか入居に二の足を踏むという部分もございますので、そういった部分も含めて検討してまいりたいと考えております。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） これは冬期間を想定しているんだと思いますけれども、昭和63年といったら三十数年前、三十四、五年前です。冬期間これだけの古い住宅、快適に過ごすことになるのか、その辺の関係もこれはいいですから、心配でないかと思えます。

それで、先ほど、郊外という言い方ちょっと分かりませんと言いましたけれども、これについてはいいんですけれども、目的として安全で安心して暮らせると、恐らく今、市民の中に危険を感じて生活をしている方というのはほとんどいないのではないかと思います。こういう意味では、快適なというか、事業目的はちょっとどうもぽんと落ちないというのが印象です。

それからもう一点は、現在この事業を起こすということで調査をするという前提で、特に冬期間、生活に不安があつて、どこか市営住宅、市の施設に冬期間、移住を希望している、こんな実態は聞いているんでしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 土田課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） お答え申し上げます。

市の住宅系の窓口としましては、市営住宅がその主にはなるんですが、市営住宅の窓口ではそういった相談を受けた経過はないところではありますが、民間アパートで郊外の方が冬期間一時的にお住まいになっているというお話も受けております。そういったことも踏まえまして、今回行います郊外部での対象としたニーズ調査において、そういった一時的な居住の考えがあ

るのかないのか、例えば先ほどお話をさせていただきました家賃や設備、立地条件、そういった部分も含めてアンケート調査を行いまして、ニーズを確認したいと考えております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、例えば希望をして入居するといった場合、これを前提として質問しますけれども、冬期間ですから、自宅の管理というのが必要になります。特に雪の関係について、この点については市として、本宅と言うんですか、もともと住んでいるところから移住するわけですから、もともと住んでいる住宅の管理というか、雪等の対応、これについて、どうお考えなんでしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 土田課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） お答え申し上げます。

実際、郊外部でそういうふうに居住で空けるような形にはなりますので、その持家の管理というのは冬期間、やはり雪下ろしとか、そういった部分が発生することは考えられます。ただ、あくまで建物の所有者の部分での維持管理という部分が、一応原則という部分では考えておまして、例えばそれに伴いまして、その冬期間の維持管理の部分を業者さんをお願いしたりとか、例えば一時的にまちでは生活しているんですけども、何週間に一度だけ戻られて、ちょっと手を加えるとか、そういった部分になるのかなという部分ではちょっと考えております。そういった部分、それに限らず、一時居住によって考えられる課題があると思いますので、そういった部分もアンケートの中で項目として入れさせていただきまして、その辺も踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） これはうまくいけば非常にいいことだと思うんです。ただ、例えば先ほど答弁にありました民間の施設に入居している方がいると。これは自分の環境を考えて、自ら判断をして、その対価を精算して、そこへ入っているわけですから。ただ行政がやるとなるといろんな問題を、今言ったいろんな問題まだまだあると思うんですが、クリアしていかないとせっかくやる事業ですから、これは慎重に、もう少し細かく市民と向き合って進めるべきだと思います。

それで、ニーズ調査これからなんだと思います。令和4年度ですから。その結果、最短でいつからこの事業スタートすることになるんですか。

○委員長（山居忠彰君） 土田課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） お答え申し上げます。

まずは調査を早々に行いまして、それに伴ってある事業の設計を行います。その設計に伴って、例えば設備の整備とか、そういった部分で費用を次年度必要とする場合、予算に反映するということが必要になると考えております。ですので、最短でもその事業の概要の部分、それに伴う次年度の予算の部分の反映の部分を考えまして、11月ぐらいにはある程度の方向性を示

さないとならないとは考えております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 11月頃ということなんですけれども、具体的に希望があれば、この一時移住を開始するとなると、令和5年度予算で組むという意味なんですか。

○委員長（山居忠彰君） 土田課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） お答え申し上げます。

今回、まだ事業の内容自体というのが明確にはなっていないんですが、当然設備の整備をするとなりますと、令和5年にその設備を整備する工事を行うこととなりますので、そういったものを踏まえた上で事業を開始するということとなりますので、6年、そういった費用のかかる整備が必要になれば6年となるのではないかと考えています。ただ、例えば整備はしないで現状のものを提供をするという方向性になれば、整備にかかる時間、部分が省略されますので、5年の途中でもそういった事業の開始になることは考えられます。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 分かりました。

それで、最後なんですけれども、今言ったいろいろな設備について設置をする場合、これは利用者負担になるのか、あるいは行政側、市のほうで一応確保するために市のほうの責任で整備するのか、どちらなのでしょう。

○委員長（山居忠彰君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君） アンケートのニーズ調査に基づいてどのような設備をするかという形の前提の上で、やはり給排水、暖房、それから、いわゆるその建物に張りつくものについては、市のほうで設備投資を行う。ただ、先ほど大西委員のお話にあったように、その冷蔵庫ですとか家電品ですか、この辺については全てをそろえること、市がそろえるというのはちょっと難しい部分もあるかなとは考えております。ですから、ニーズ調査によって、身一つで入れるんだったらというお話があれば、さらに検討しなければなりませんし、それから住宅の設備という部分の中での投資については、やはりまずは市のほうでどれだけ整備できるかということも前提になるかと思えます。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 次に、第3款民生費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。奥山かおり委員。

○委員（奥山かおり君） 私からは、拡大事業となっております放課後等デイサービスセンター運営事業についてお伺いをいたします。予算説明資料の18ページが該当いたします。

以前から、青空のほうの業務量がとても多いというのも、私も市の職員として勤めておりましたので、とても気になっておまして、今回事業が拡大されるということでもありますので、あえて子供たちを取り巻く環境が変化していることも知っていただきたいと思ひまして、今回

質問をさせていただきたいと思います。

子どもの権利に関する条例、士別市のものなのですが一部抜粋をさせていただくと、条例の前文のほうには、子どもは愛情を持って育てられることを願っています。子どもは人と比べられるのではなく、一人一人の個性が大切にされ、自分らしく生きることを願っています。そして、基本的な考え方として、第3条を一部抜粋いたしますと、子どもの年齢や発達に応じた支援をします。子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを推進しますとあります。また、青空の施設紹介のパンフレットのほうにも記載があったんですけども、お子様が青空のように大きくたくましく育つよう支援しますと記載がありました。

そこで、まず1つ目に、放課後等デイサービスセンター青空の利用状況についてなんですが、これまでの利用人数のほうを教えてください。お願いいたします。

○委員長（山居忠彰君） 森こども・子育て応援課こども育成係主査。

○こども・子育て応援課こども育成係主査（森 悠亮君） お答えいたします。

令和元年度、2年度4月時点の登録者数と、本年度は3月1日現在の登録者数についてお答えします。

元年度は、小学生17人、中学生1人、高校生3人、2年度は小学生17人、中学生2人、高校生4人、本年度は、小学生24人、中学生4人、高校生2人となっております。登録者は利用終了者よりも新規の利用者が多いため、元年度21人と比較すると、3年度は30人で年々増加傾向にあります。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 奥山委員。

○委員（奥山かおり君） まず増加傾向であるということが分かりました。

利用者が増加しておりますが、現在の対応状況について、利用調整などがあるのか、また、これまで課題等があったのか教えてください。

○委員長（山居忠彰君） 森主査。

○こども・子育て応援課こども育成係主査（森 悠亮君） お答えいたします。

まず、利用調整等についてですが、青空の1日の利用定員が10人であるため、令和3年度から利用調整を行っております。

続きまして、課題についてですが、利用調整をすることにより、保護者が希望する療育日数が確保できないことや集団での療育体制が整っていないといった課題等があります。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 奥山委員。

○委員（奥山かおり君） それでは、今お聞かせいただいた課題についてなんですが、解決のために新たに取り組むようになったと思うのですが、具体的な内容を伺いたいと思います。保育所等訪問支援とはどのようなサービスになるのか、保育所等訪問支援でのメリットについて、また最後に、保護者の方の反応ですとか、どういった声があるのかというところについて教えて

いただきたいと思います。

○委員長（山居忠彰君） 森主査。

○こども・子育て応援課こども育成係主査（森 悠亮君） お答えいたします。

まず、保育所等訪問支援事業についてですが、青空の児童指導員が児童センターに赴き、集団生活の中での療育指導に取り組みます。当面は各センターに2名の指導員が赴き、集団療育を実施する予定であります。また、こども通園センターのぞみ園とも連携を図り実施していく予定です。

続きまして、保育所等訪問支援事業のメリットについてですが、青空と児童センター等の両方で療育指導を行うために、保護者が希望する療育日数の確保が可能になります。

続きまして、利用される保護者の方の反応についてですが、子供が児童センターで過ごすことに不安を抱えていたが、青空の指導員が、児童センターでの療育に関わることで不安が解消されたという意見をお伺いしました。また、ほかにも集団生活の中で見られる課題を実際の場面で子供とともに考え、取組方法や解決の方法を見いだすことで、集団生活への適応を期待していますというお声もいただきました。

私からは以上です。

○委員長（山居忠彰君） 瀧上こども・子育て応援課長。

○こども・子育て応援課長（瀧上聡典君） まず今、森所長のほうからも答弁申し上げましたように、まずメリットの部分、ちょっと具体的に申し上げますと、例えば今の青空のほうを週4回利用しているというお子様がいた場合、今回この保育所等訪問をするに当たって、4回の療育が必要な方が、4回の方が今度5回になると。一方で、例えば今、週3回青空を利用します、2回は児童館ですと、ではその2回分に対しても療育指導員が今度児童センターのほうに行つて、集団での療育をします。こういったメリットがありまして、もちろん、保護者の方々も先ほど御答弁申し上げましたように、相当期待しているのかなという印象を受けます。

先ほど、奥山委員のほうから、子どもの権利条例の前文のお話ありました。障害児の療育という部分に関しましては、これは終了するタイミングという部分が極めて難しいと。学年が上がっていても、やはり継続的な療育、こういった部分が必要で、中長期的な支援が必要であると。あわせて、やはり子供の将来を見据えた中で社会性ですとか、協調性、こういった部分を育むためには、やはり個別の指導ではなくて、集団での療育も必要だと。そういった観点から、今回、保育所等訪問支援という部分を新たに始めるという形であります。こちらの新しいサービスをきっかけにしながら、青空ですとか、あと虹、そしてのぞみ園、そして、ほくと子どもセンター、あけぼの子どもセンター、こういったやはり小学生とか障害の方、障害児と健常児と一緒に共生に向けた取組という部分は、今後もさらなる充実という部分をこの事業をきっかけに目指していきたいと、そういう考えであります。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 奥山委員。

○委員（奥山かおり君） 最後になるんですが、職員体制の関係でちょっとお聞きしたいなと思います。

今の職員体制であれば、十分なサービスが行き渡る人数配置というかになっているか、その点だけ伺って質問を終えたいと思います。

○委員長（山居忠彰君） 瀧上課長。

○こども・子育て応援課長（瀧上聡典君） お答えします。

今現行、青空では9人のスタッフが、この療育指導に取り組んでいますけれども、今回新たに、やはり児童センターに職員が行くということで、2名増員するような形を考えています。現在、募集をかけていまして、応募がありまして、もう一人もちょっと何とか、これからお声をおかけして、スタッフとして業務に担っていただくかなという状況にありますので、スタッフが今現常の9人から最大11人体制で新年度から進めたいと考えております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。大西委員。

○委員（大西 陽君） それでは、老人福祉費の高齢者等入浴料助成事業について伺います。

この事業は、70歳以上の高齢者に対して、朝日地域交流施設和が舎の入浴料金の助成を行う事業ということであります。この事業については理解をいたします。この事業の経過はいろいろとあると思うんですが、入浴料金の助成をしているという事実がありますから、市が設置している施設の対象施設の拡大の考え方はないのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（山居忠彰君） 庄司地域住民課長。

○地域住民課長（庄司伸一君） 私から、事業の概要と事業開始の経緯についてお答えいたします。

この事業は、平成23年度から高齢者等の健康で豊かな生活環境の充実、福祉の向上などを図るため、入浴料の4分の3を助成するものです。対象者が70歳以上の高齢者で生活保護基準額に基づく所得制限を設けています。そのほか、身体障害者等の手帳を有する方、独り親、生活保護世帯です。対象施設が朝日地区の和が舎、市内地区のぷらっとです。

平成23年度から、和が舎とぷらっとを対象施設として事業を始めた経緯でありますけれども、高齢者等の入浴助成は、合併前の朝日町で実施していた事業です。当時の朝日地区の背景としましては、民間の銭湯が廃業後、昭和52年、公衆浴場を有する老人保健センターが開設され、自宅にお風呂のない方、または生活に困窮している方を対象に公衆衛生環境の充実や福祉の向上を図るため、高齢者等の対象者に入浴料半額として、合併後も合併特別区事業として継続していました。平成23年の4月、和が舎の開設に合わせまして、老人福祉センターで実施していた入浴助成サービスを移行しまして、老人福祉センターの公衆浴場を廃止しております。

一方、士別市内については、平成14年に民間の銭湯が廃業後、平成15年に公衆浴場として位置づけられたぷらっとを開設しています。ぷらっとにおいても、和が舎同様、生活に困窮している方などを対象に、平成23年度から助成の対象施設としています。なお、平成28年からは、ぷらっとが直営になりまして、いきいき健康センター条例に基づいて、同様の減免措置を講じ

ているところです。

私からは以上です。

○委員長（山居忠彰君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 私から、対象施設の拡大に対する考え方について、お答え申し上げます。

本事業につきましては、今、庄司課長のほうから答弁申し上げたように、経過がありまして、旧朝日町との整合を図る中で、地域住民の日常生活において、保健衛生上、必要な入浴機会の確保という観点から、実施した経過はありますが、事業開始から10年以上が経過しているということで、その間に高齢者等の生活環境も変化しているものと考えています。

したがいまして、今後利用者の利用目的や利用頻度など、実態を把握する中で、過去の経緯や制度の目的、対象施設の選定などを含めて、事業の在り方について総合的に検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 施設拡大も含めて検討するという意味で捉えていいのでしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 対象施設の選定、拡大も含めて、そこを視野に入れながら事業の在り方について総合的に検討してまいりたいと、そう思っております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 総合的という言葉よく使われるんですけども、一応拡大の方向も含めてということで理解をしました。

それで、このことについて、既に助成をしている事実があるわけですから、早急な対応、検討の結果が必要だと思うんですが、いつまで検討できますか。

○委員長（山居忠彰君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） これは新年度予算に、令和4年度の事業ということで組んでありますので、4年度中には方向性を出していきたいと、そのように考えています。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 次に、第4款衛生費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。苔口千笑委員。

○委員（苔口千笑君） 私からは、衛生費の予防接種事業費について伺いたいと思います。予算書は117ページになります。

令和4年度の予算としまして、3,736万円が拡大事業として計上されておりますけれども、3年度では2,962万4,000円、2年度では2,045万6,000円なので、2年度と比較しましても2,000万円弱、3年度と比較しましても1,000万円弱ということの増額となっておりますことか

ら、まずはこの予算の内訳について教えてください。

○委員長（山居忠彰君） 川原保健福祉センター副長。

○保健福祉センター副長（川原淳子君） お答えします。

予防接種事業費3,736万円の内訳についてです。

まずは、旅費としまして、予防接種従事者研修の旅費が1万4,000円、そして各種予防接種の予診票用紙ですとか、勧奨はがき用紙に係る需用費としまして3万円、郵送料予防接種案内等の役務費につきまして23万円、予防接種の委託料としまして3,653万7,000円、負担金補助及び交付金、こちらは入院、長期里帰り、学業等で長期間市外に滞在している方など、市内で予防接種を受けられない方への費用の償還金になりますけれども、こちらが54万9,000円となっております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） ほぼほぼは委託料ということになりまして、この委託料というのは、各種予防接種のそれぞれの委託料になるかと思うんですけれども、さらにその内訳を教えてくださいもいいですか。

○委員長（山居忠彰君） 増田保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（増田晶彦君） お答えいたします。

委託料として計上しておりますワクチン接種につきましては、基本的には小児接種と言われる麻しん・風疹混合ワクチンですとか、インフルエンザ、それからBCG等々、あらゆるワクチンが含まさっているところになります。このうち、通常一般的、今回4月から始まりますHPVワクチン、これを除いた分の予算内容につきましては、ほぼ昨年と同様という計上の内容になっておりますが、今回受診勧奨の再開に伴うHPVワクチン、この部分については、接種機会を逃した方へのワクチンの接種ということも含まれますので、この分が委託料として902万円、それから負担金補助の部分として36万4,000円を計上しているというところでありますので、今年度増加している部分のほぼ全てに、双方全ての予算につきましては、HPVワクチンの増加分と考えているところでございます。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 増加分がほぼほぼHPVワクチンということですので、このワクチンについて再度伺いたいと思います。

まずは4月からの接種勧奨再開となりますことから、流れについて、そして実際の対象人数を教えてください。

○委員長（山居忠彰君） 川原副長。

○保健福祉センター副長（川原淳子君） お答えします。

まず、4月からの流れについてですけれども、4月前の3月中をめどに新聞記事で一度HP

Vワクチンについて取り上げてもらうよう依頼させていただき予定しております。そして、4月1日付で市内の医療機関と業務委託契約を結んだ後、転出入がある程度落ち着きます4月20日を基準日としまして、対象者を抽出し、個別通知を4月26日をめぐりにお送りする予定で準備しております。

また、ホームページも4月16日をめぐり掲載の予定しております。広報につきましては、6月号のほうに掲載を予定しております。

そして、対象人数になりますが、まず定期接種の対象者としましては、小学校6年生から高校1年生相当で290人、そのうち令和4年度の個別通知の対象としましては、中学1年生、それから高校1年生の方、合わせて110名になります。

また、キャッチアップ対象の対象人数につきましては、520人になります。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 一つずつ、改めて伺いたいと思います。

確認なんですけれども、小学校6年生から高校1年生までの対象の層がありますが、実際の個別通知を行うのは中学校の1年生、そして高校1年生ということです。であれば、対象者に関しての周知という形では、この中学校1年生、そして高校1年生に該当しない世代に関しては、ホームページですとか広報という認識でよろしいでしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 川原副長。

○保健福祉センター副長（川原淳子君） お答えします。

対象者への通知なんですけれども、先ほど申しました中学1年生、高校1年生の方につきましては、個別通知の中に予診票も同封してお送りする対象になります。定期接種の対象となる中学1年生から高校1年生の方につきましては、市からの案内文と厚生労働省で作成していますHPV定期接種に関するリーフレットの詳細版を個別に郵送させていただきます。その中に中学1年生、高校1年生の方が、高校1年生の方は定期接種の最終年となりますので、この年代の方に併せて予診票も送付いたします。

また、12歳、小学校6年生になる方には、二種混合の予診票の送付と併せまして、次年度が標準的な接種期間に当たるということを含めましたお知らせ文とリーフレットを同封してお送りする予定しております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） そうしますと、対象の小学校6年生から高校1年生まで全ての皆さんに個別の通知は行くけれども、中学校1年生、そして高校1年生にのみ予診票が入る、予診票というのは、最近といいますか、いわゆる接種券といわれるものです。接種券といわれるものが中学1年生と高校1年生に入るということでよろしいですか。

○委員長（山居忠彰君） 川原副長。

○保健福祉センター副長（川原淳子君） お答えいたします。

子宮頸がんワクチンについては、接種券というものがありませんので、おっしゃるとおり、予診票をお送りする形になります。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） このHPVワクチンに関しましては、大綱質疑でも取り上げさせていただきましたけれども、やはりこの予算でも取り上げさせていただく理由は、何より副作用の発症率が高いということ、もちろん、そこに有用性も兼ね合わせて、しっかりと判断をしていただきたい、考えていただきたいというところからの今回予算の取上げでございます。そういった意味におきまして、いま一度、しっかりこの予防接種、HPVワクチンを打つことが必要かどうか、打つべきか、打たないべきかということを考えるためにも、私といたしましては、ぜひ、中学校1年生、そして高校1年生に関しても、予診票をせんだって送らずに、ほかの対象者と同様に、まずは通知といった形を取っていただけないかと思っております。これは新型コロナワクチンの小児接種に関しても接種券を送らずに通知をするといったことを実際に行っている他市町村もあると聞いております。通知、予診票ですとか、接種券ではなく、通知というワンクッションがあることによって、必要な人は申請をしてくださいという申請制を取っているような市区町村もあるやに聞いておりますので、HPVワクチンに関しても同様に、まずは通知という形を取ることは可能でしょうか。物理的には可能でしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 増田所長。

○保健福祉センター所長（増田晶彦君） お答えいたします。

予診票の送付について申請制を取れないだろうかということですが、物理的というか、制度的には可能だと考えているところでございます。ただ、今回私どもで、中学校1年生と、それからワクチン接種の本来の定期接種の最終年度であります高校1年生、この世代に予診票と一緒に送付して送ろうと考えているところにつきましては、中学校1年生につきましては、先ほどもお話ありましたように、厚生労働省が適齢年齢と定めて、本来ここで打ってほしいという年齢であるところ、だから高校1年生につきましては、定期接種の本来最終年度でありますので、その年度内に可能な限り打っていただきたいという思いで、個別勧奨の対象としているところであるんですが、仮に、ここで申請制を取って送らないとした場合に、中には、もうやはり自分でしっかりと勉強する中で、もう一日も早く打ちたいということで、実際この受診勧奨再開という情報が出てから既にセンターのほうに、いつから打てるようになるんだろうかですかとか、接種券はいつ送ってくれるんだろうかというお電話もいただいているという状況もございます。

特に、今回のキャッチアップの方にも、接種券と一緒に送るということを想定しているんですが、仮に申請を取った後でお送りするとなりますと、まずは病院への予約をしていただく前後の段階で、こちらのほうに連絡をいただき、そこで送ってくださいということで、こちらで

確認した上で、送付をするということで、どうしても依頼を受けてから発送までに一定のお時間をいただくということが1つございます。これによって、本来受けたたいタイミングを逸すると、本来、もう明日、あさってで受けたかったんだけどもということが正直ないわけではないというのが1つ、ケースとしては考えられるのかなと思っているのと、あとは、特にキャッチアップの対象の方になりますと、住所を置いたままで地元を離れて生活しているような方もおりますので、この方たちになりますと、特に1回送っていただきたいといった場合、こちらは御自宅、本来住民票のあるところにお送りするような流れになりますので、そこから、また転送をかけてという形になると、またさらにちょっとお時間がかかるのかなというところでちょっと考えているところがございます。

そういったことを踏まえると、やはり接種券につきましては、御自身の手元に持っていていただいて、いつでも受けられるとボードをしっかり握っていただいている中で、しっかりとこのワクチンの効果、それから副反応というところのデメリットと言われる部分について、しっかり学んでいただき、理解していただいた上で打つというところにつきましては、こちらのほうから丹念な説明、それから情報発信等々でクリアできるものであるかと考えておりますことから、今回その中1と高1につきましては、接種券を送らせていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（山居忠彰君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 打ちたい方が接種券を、まずは持っている上で打つか打たないかのその判断ができるということでありますので、予防接種の体制としましては、集団接種ではなく、個別の接種、希望される方が各医療機関に申し込むような形を取られるのかなと、伺っている感じでは思う次第なんですけれども、やはりその後にもう何度も申し上げますけれども、一番懸念するのは、その後の副作用を懸念しているわけだと思います。その際、そういった副作用が生じた際に関する対応について、お聞かせください。

○委員長（山居忠彰君） 川原副長。

○保健福祉センター副長（川原淳子君） お答えします。

副反応が生じた場合の対応につきまして、まずは、接種後に副反応を疑う体調の変化が現れた際には、まずはかかりつけ医療機関を受診していただいて、医師に御相談いただくことになります。そして、診断した医師が、さらに専門的な診療が必要と判断した場合には、道で選定しております協力医療機関、北海道では北海道大学病院、それから札幌医科大学附属病院、この2か所になりますが、こちらでの診療を受けられる体制も整えられております。

また、副反応が生じたことによる医療、生活の悩みに関する事、学校生活など教育の悩みに関する事などの相談につきましては、北海道において、子宮頸がん予防ワクチン総合相談窓口を設置しておりますので、こちらでの相談をお受けいたします。

また、予防接種の副反応による健康被害が生じた際には、救済給付を行うための予防接種後健康被害救済制度があります。制度の手続に関する相談窓口は保健福祉センターでお受けする

形になっております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 個別接種でありますので、幾つか、このHPVワクチンを扱う医療機関があるのかと思うんですけども、かかりつけの、何かがあれば、体調の変化があれば、かかりつけのおっしゃいましたが、恐らくはかかりつけのところで予防接種を受けられるのかなと、接種されたところで何がしかの体調の不調があった際には連絡が入るのかなと思うんですが、士別市内、これは通告してなかったものですから、分かる範囲でいいんですけども、士別市内で打てる医療機関というものは、幾つぐらい想定されているのでしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 川原副長。

○保健福祉センター副長（川原淳子君） お答えします。

現在、子宮頸がんワクチンにつきまして、お受けいただいておりますのが市立病院をはじめ、市内7医療機関で接種していただいております、次年度においても御協力をお願いする予定でおります。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 7つの医療機関でこの予防接種を受けられるということなんですけれども、その医療機関それぞれに、例えばそういった体調変化を崩したですとか、いろいろな方の相談があったということのすくい上げといいますか、行政のほうに報告を上げるですとか、何らかのそういった症状があった方たちを把握するという事は、システム的にといいますか、体系的に取られるのでしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 増田所長。

○保健福祉センター所長（増田晶彦君） お答えいたします。

今回の受診勧奨に際しまして、国からも、各医療機関に対しまして、これまでの経過、それからワクチンに関する、先ほどから申し上げています、有効性と、それから副反応という部分について、接種する前に、その接種者に対して十分な説明を行った上で接種をしていただくようにという要請が来ておりますとともに、各病院に対して、パンフレット等も今送られているところでございます。

また、今お話がありました、接種の際に、副反応等々、出た場合につきましては、こちらのほうといたしましても、各医療機関にワクチン接種を委託契約しているところがございますので、患部が腫れる、程度の度合いというところはあるかとは思いますが、特に救急搬送ですとか、国のほうの副反応報告を上げなければいけないという、ちょっと強めの反応が出た部分につきましては、こちらのほうとしても、情報把握をさせていただいた上で、各医療機関との情報共有等も図っていければと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） 本当に万一のことがあってはというところの話にはなりますけれども、最終的に、国がそういった救済機関を用意しているとはいえ、実際、この子宮頸がんワクチンがスタートした約10年前にも疑いを否定できないですとか、その可能性を否定できないという形で、実際に救済をされた、ワクチンが要因であると認定された数と、可能性があると言われていた数のあまりの開きも、非常に大きな問題として取り上げられておりましたので、やはり何がしかの本市で、そういった発症を万一してしまった生徒、児童が出てきてしまった場合に、どれぐらいの本市にそういった症状があるのかといったこともしっかり把握して、フォローしていく体制が必要だと思いますので、ぜひ逐一、その医療機関に関しましても、その連絡を受けた時点で、その後追いというものをしっかりしていただきたいというお願いです。

そして、関連しますので、新型コロナワクチンの小児接種に関しても、同様のことを伺いたいと思います。

小児接種、3月からスタートすると伺っておりますけれども、この流れと対象人数について、伺えますでしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 川原副長。

○保健福祉センター副長（川原淳子君） お答えします。

まず初めに、対象人数になりますが、対象者、約750人になります。そして、この方々に3月8日に接種券をお送りしまして、3月10日から予約受付を開始しております。今現在は、3月中の予約を受けておりますけれども、4月以降の日程につきましては、3月22日午前9時から予約の受付を開始する予定であります。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） 10日から既に受付が開始されているということでございますので、直近の受付の人数を伺えますでしょうか。

○委員長（山居忠彰君） 川原副長。

○保健福祉センター副長（川原淳子君） お答えします。

本日現在、午前中現在ですけれども、200人の枠のうち、123人、御予約をいただいております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） HPVに関しましても、新型コロナワクチンに関しましても、いずれにしてもその有用性とデメリットと兼ね備えるものでありますことを十分、打たれる御本人と、その保護者がしっかり考えていただくことが重要と考えますので、その点も改めてお願いしたいのと、恐らく副作用が生じた場合のその経過ですとか、対応についても、HPVと同様の経過が取られるのかと思います。専用の窓口でしたり、救済措置ということが最終的につながって

いくとは思いますが、こちらに関しても、改めてしっかりと士別市としても、どのような形でどういった症状が出ているかといったこともしっかり把握していただいて、もうこれで、3月で終わるということではなく、これからも継続していくことでもありますので、しっかりその後の状況というものを確認しながらということで、ぜひこの議会でも、何かありましたら御報告をお願いしたいと思います。その点について、最後に伺って、この質問を終わります。

○委員長（山居忠彰君） 増田所長。

○保健福祉センター所長（増田晶彦君） お答えいたします。

特に、これから始まります子供、小児接種につきましては、やはり5歳から11歳までという小さいお子さんへの接種ということ、そして、今までにないワクチンを接種するということなので、十分に気をつけた体制を取る中で、接種のほうを進めていきたいと考えております。

接種につきましては、基本的には、小児科医の予診に基づいた上での接種というところを、まずしっかりとやっていきたいと考えておりますのと、また、やはりお子さんに対する接種ということになりますので、ワクチン接種の際につきましても、やはり小児への接種の経験がある方ですとか、そういったところが慣れた方をお願いをさせていただきたいと体制を整理しているところでございます。

また、副反応が出た際の部分につきましては、今現在の大人の部分につきましても、何か症状が出たときには、保健センターのほうに御連絡をいただいている中で、経過等につきましても、こちらから随時、お電話等する中で調子等を確認させていただいているところではございますが、お子さんの部分につきましても、大きな、重篤な反応、ないにこしたことはないんですが、万が一出た場合につきましては、症状が重い場合につきましては、直接、病院等への相談というところも中心になってくるかとは思いますが、打った後、ちょっと患部が赤くなっているとか、ちょっとお母さんが心配だということであれば、当然、保健センターのほうに御相談をいただく中で、こちらのほうとして、定期的な経過について、確認していくということもやっていきたいと考えておりますので、今後、3月を皮切りに、この後、また数か月間にわたっての小児接種が始まりますので、そういった相談体制もしっかり取る中で、安心して接種が打てる体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。大西委員。

○委員（大西 陽君） 本日最後になると思います。

塵芥処理費のPCB廃棄物適正処理事業について伺います。

この事業は、過去に実施した公共施設等の解体や改修により排出されたPCB廃棄物を、本市で一時保管をして、財政状況を考慮したんだと思いますが、年度計画で処理を委託しているとお聞きをしています。それで、いつから始まって、行っているのか、また、いつ、この件について終わるのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（山居忠彰君） 錦田環境センター主査。

○環境センター主査（錦田正博君） お答えいたします。

士別市で、今まで市で処分したPCBの実績という御質問でございました。

平成23年、26年、27年、29年、30年、令和2年度の6回で処分を行い、約609台の安定器、重量で2,000キログラム、処理費用は約5,500万円を要したところです。そして、所有するPCBの処分については、4年度をもって処理が終わる予定となっております。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで過去から、令和4年度で終わるとのことなんですが、保管場所については、何か支障があると困りますのでお聞きしますが、その管理、どのような保管管理をしてきたのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（山居忠彰君） 錦田主査。

○環境センター主査（錦田正博君） お答えいたします。

保管の状況についてであります。実際には漏えいしないよう、頑丈なドラム缶の鋼鉄製のもので密閉されています。その中で、保管場所については、道に届出をしなければなりません。そこで、道に届出を行い、毎年、道のほうの定期的に点検にこちらのほうに来られております。特に指摘事項は受けていないところです。

以上です。

○委員長（山居忠彰君） 次に、第5款労働費については通告がありませんでした。

○委員長（山居忠彰君） 本日の委員会は、これで終わりたいと思います。

なお、明日は午前10時から委員会を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時36分閉議）